

## 令和3年度以降（2021年度以降）の調達価格等について 別紙

出展：調達価格等算定委員会令和3年度以降の調達価格等に関する意見

こんなに買取価格が下がるなら

太陽光はもう絶対ペイしないんじゃないか...

## ①太陽光発電（10kW未満）：



		(参考) 2020年度	2021年度	2022年度
調達価格		21円/kWh	19円/kWh	17円/kWh
資本費	システム費用	29.0万円/kW	27.5万円/kW	25.9万円/kW
運転維持費		0.30万円/kW/年	2020年度の想定値を据え置き	2020年度の想定値を据え置き
設備利用率		13.7%	2020年度の想定値を据え置き	2020年度の想定値を据え置き
余剰売電比率		70%	2020年度の想定値を据え置き	2020年度の想定値を据え置き
自家消費分の便益		26.33円/kWh	26.44円/kWh	26.44円/kWh
調達期間終了後の売電価格		9.3円/kWh	9.0円/kWh	9.0円/kWh
IRR（税引前） （法人税等の税引前の内部収益率）		3.2%	2020年度の想定値を据え置き	2020年度の想定値を据え置き
調達期間		10年間	10年間	10年間

※ 太陽光発電（10kW未満）に限り、当該調達価格に消費税相当額を含むものとする。

※ 2022年度は、特定調達対象区分等のみの対象とし、交付対象区分等の対象としない。

**買取価格の引下げばかりが話題になるが、必ずペイする価格設定であることを忘れずに**

# 太陽光発電は必ず20年以内に(実際はもっと早く)元が取れる

(※) 現在の住宅用太陽光発電の調達価格等の算定においては、調達期間(10年間)終了後の自家消費及び売電の便益も見込み、20年間の採算性を前提としており、調達期間終了後(11~20年目)の売電の便益は、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合として、2015年の卸電力取引市場価格等を踏まえて11円/kWhと設定されている。こうした中で、この価格目標は、仮に調達期間中(1~10年目)の調達価格を現在の卸電力市場価格並みに設定した場合に、調達期間終了後も含めた設備の稼働期間全体(少なくとも20年間)にわたって、一定の利潤を見込みつつ投資回収が可能になるような水準まで、資本費を中心としてコスト低減を図るという趣旨である。住宅用太陽光発電については、設置者の調達期間中の経済合理的な選択(自家消費を行うか、余剰売電を行うか)を変え得るという観点から、調達価格を家庭用電気料金並みに設定することを目指す意義があるが、今後、FIT制度の補助を受けずに新たに設備を設置していくという観点から、調達価格を卸電力市場価格並みに設定することを目指す意義がある。

平成31年度以降の調達価格等に関する  
意見

平成31年1月9日(水)  
調達価格等算定委員会

# 太陽光発電は絶対載せた方がいいホントの理由

エネルギー自立に  
太陽光発電は絶対不可欠  
発電した電気で  
健康快適な暮らしを実現！



災害時の停電にも  
太陽光発電は役にたつ  
レジリエンス対応では  
エネルギー計画も忘れずに！

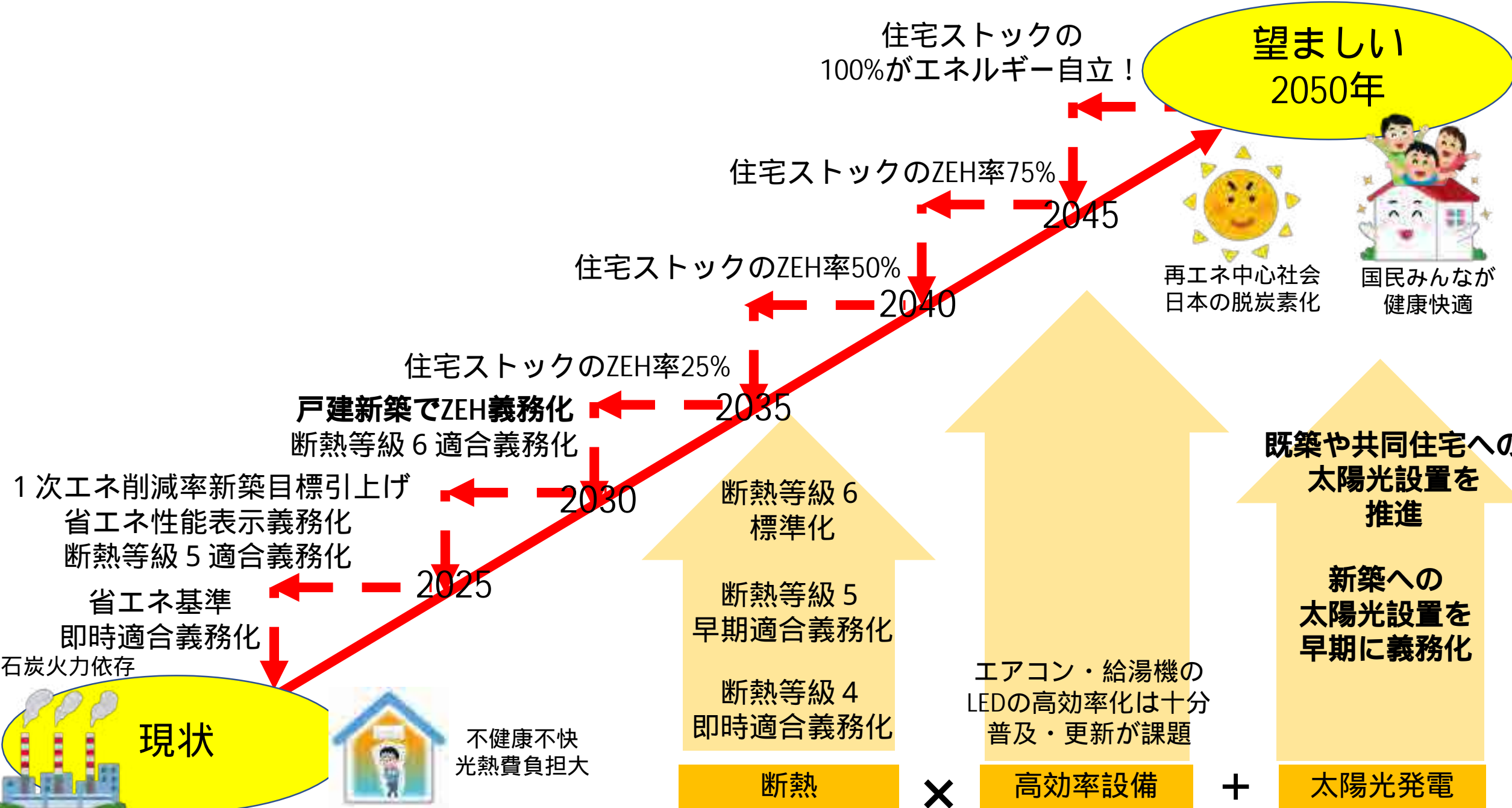


将来運悪く、  
系統からの買電単価が  
値上がりしても安心！



全ての住宅をゼロエネにするために太陽光発電は必須アイテム！

# 目標からの逆算バックキャストで脱炭素と健康・快適な暮らしの実現を！



平成30年度建築基準整備促進事業  
E10.住宅における蓄電・蓄熱された  
電力・熱の評価の基盤整備

応募調査名

「住宅における蓄電・蓄熱された電力・熱の制御及び予測手法の  
評価に資する技術調査」

平成31年4月25日(金)

場所:すまいるホール

東京大学大学院工学系研究科(准教授 前 真之)

株式会社住環境計画研究所(研究所長 鶴崎 敬大)

は事業主体における代表事業者



## 調査結果

## システム維持電力

- PCSの待機電力は電力需要が発生した際に即座に放電できるよう、スタンバイ状態である必要がある。各社で異なるが、10～30Wの範囲である。

## 電池の性能劣化

- 劣化を考慮しないのであれば、他の効率等は考慮しなくても良い程度ではないか。それぐらい劣化の影響は非常に大きい。
- 蓄電池において劣化を考慮しないことは、本来は偽りの性能である。近い将来に性能が半減することがわかっていながら評価しないのは影響が非常に大きい。

## システム維持電力

- モデルの精緻化においては維持電力を加味することが望ましい。基本的に一定値となるため、計測は容易に実施できるものと考えられる。

## 電池の性能劣化

- 実性能を把握する上では劣化の評価は重要と考えられる。一方で、現行の省エネ基準では、住宅を建てる時の住宅性能の基準として一次エネルギー評価を使っているため、性能劣化を考慮していない。そのため**電池の性能劣化を評価対象とするためには、まず省エネ基準における劣化の取り扱い方を整理する必要があると考えられる。性能劣化の評価ができない場合も、「初期状態であること」「劣化を見込んでいないこと」等を注記する必要がある。**



# 主な調査結果

## 蓄電

### (イ) 余剰電力による蓄電の制御技術等の把握

#### 蓄電システムの種類

- 蓄電の評価対象とする蓄電システムの構成では、**PV+蓄電池の「ハイブリッド型」と「蓄電池専用型」に大別でき、近年は「ハイブリッド型」の普及が進んでいる。**PV+蓄電池+EVで共用可能な「トライブリッド型」も発売されている。
- 国内における機器間連携によるホームネットワークの規格は「**ECHONET Lite**」規格で、**HEMSの公知な標準インターフェース**として国内での利用が推奨されている。蓄電池は重点8機器に指定されており、「ZEH+」の補助支援要件ではその認証を取得することが要件となっている。

#### 蓄電システムの出荷動向

- 市場流通製品にほぼ等しいと考えられるZEH支援登録機種の**80%が「ハイブリッド型」、また電池容量については5kWh 7.5kWh未満が最も多く、全体の35を占めている。**(2019年12月時点)。
- 蓄電システムの初期実効容量比は70%以上90%未満が大半を占めている(2019年1月時点)。

#### 関連規格

- 現時点では、**蓄電池に関する直接的な性能(充放電効率等)を測定するための国内規格はない。**一方で、アグリゲーションビジネスに活用される指標として「初期実効容量」が業界規格として提案され、蓄電池の能力を示すものとして唯一公的な指標となっている。
- 劣化の評価については、現時点では統一した判断手法はなく、標準化が望まれている。
- 蓄電池用PCSの効率測定方法に関する国内規格はなく、各社独自に定格点を定め、定格点における負荷効率(電力変換効率)や部分負荷効率の測定を行っている。**

表 平成31(令和元)年度ZEH支援登録蓄電システムにおける電池容量分布

メーカー名	登録件数 (構成比)	登録対象別 ハイブリッド専用	電池容量								
			~2.5kWh 未満	~5kWh 未満	~7.5kWh 未満	~10kWh 未満	~12.5kWh 未満	~15kWh 未満	15kWh 以上		
シャープ株式会社	70	31%	70	0	0	32	10	28	0	0	0
パナソニック株式会社	30	13%	30	0	0	0	21	0	9	0	0
オムロン株式会社	25	11%	18	7	0	2	15	2	0	6	0
ニチコン株式会社	22	10%	14	8	0	8	0	6	7	0	1
株式会社エヌエフ回路設計ブロック	10	4%	0	10	0	0	0	10	0	0	0
吉世亨株式会社	9	4%	3	6	0	2	4	0	1	2	0
東芝ライテック株式会社	7	3%	5	2	0	0	5	2	0	0	0
エリバー株式会社	7	3%	6	1	0	1	4	0	2	0	0
株式会社村田製作所	5	2%	5	0	1	1	1	1	1	0	0
サンテックパワーシステム株式会社	4	2%	4	0	0	0	4	0	0	0	0
フォーアールエナジー株式会社	4	2%	0	4	0	0	0	0	4	0	0
パンファOセルズジャパン株式会社	3	1%	3	0	0	0	3	0	0	0	0
日本電気株式会社(NEC)	3	1%	1	2	0	1	0	2	0	0	0
田淵電機株式会社	3	1%	3	0	0	1	0	2	0	0	0
東芝エネルギーシステムズ株式会社	3	1%	3	0	0	0	2	0	0	1	0
デルタ電子株式会社	2	1%	2	0	0	0	1	0	1	0	0
住友電気工業株式会社	2	1%	0	2	0	2	0	0	0	0	0
長瀬産業株式会社	2	1%	2	0	0	2	0	0	0	0	0
アンフィニ株式会社	1	0%	1	0	0	1	0	0	0	0	0
株式会社カネカ	1	0%	1	0	0	0	1	0	0	0	0
株式会社Loop	1	0%	1	0	0	1	0	0	0	0	0
(計)	225	100%	184	44	2	53	78	55	25	11	1



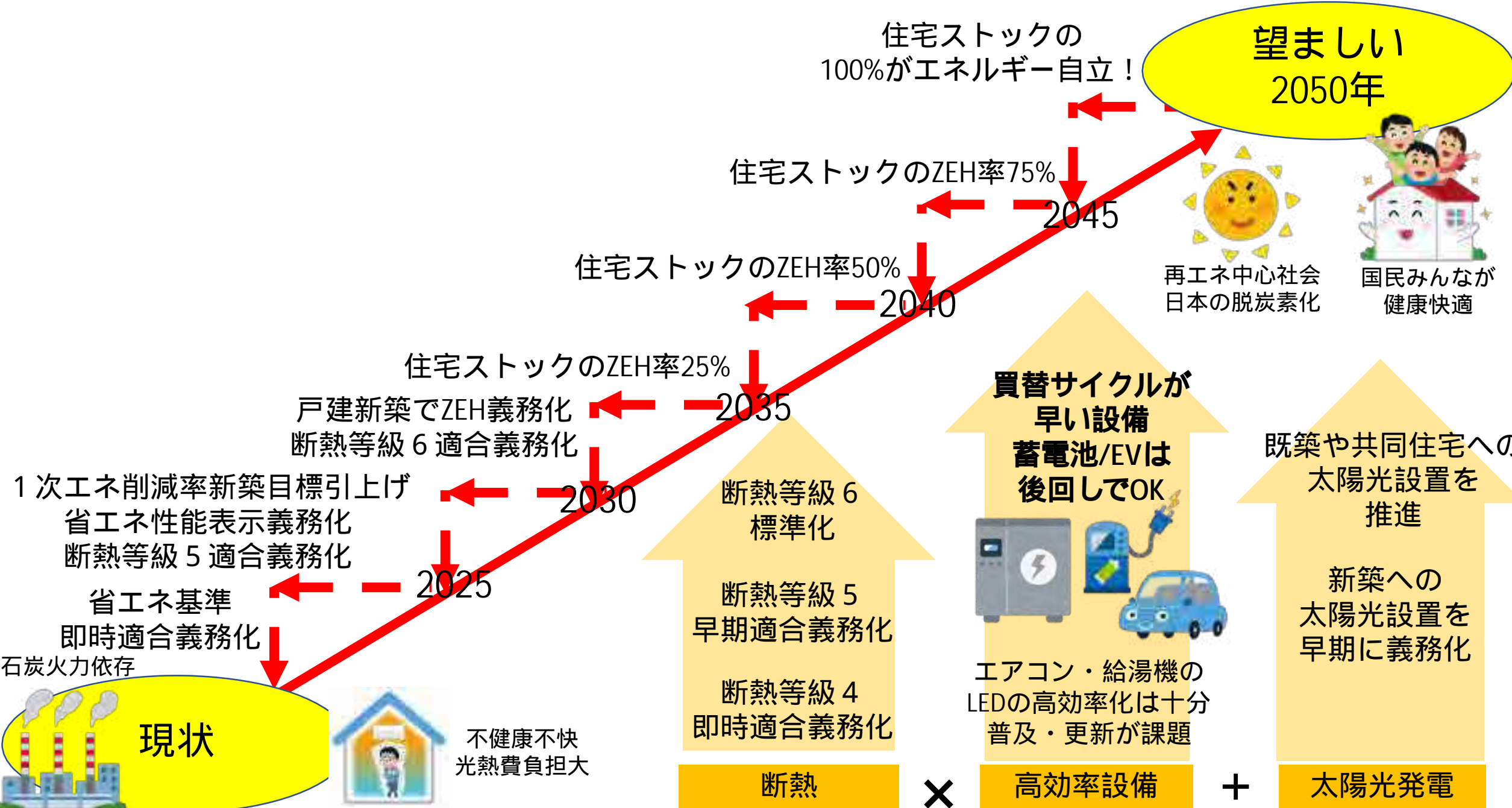
図 平成31(令和元)年度ZEH支援登録蓄電システムにおける初期実効容量比の構成

出所) (一社)環境共創イニシアチブ「平成30年度ZEH支援事業蓄電システム登録済製品一覧」(2019年12月16日確認)



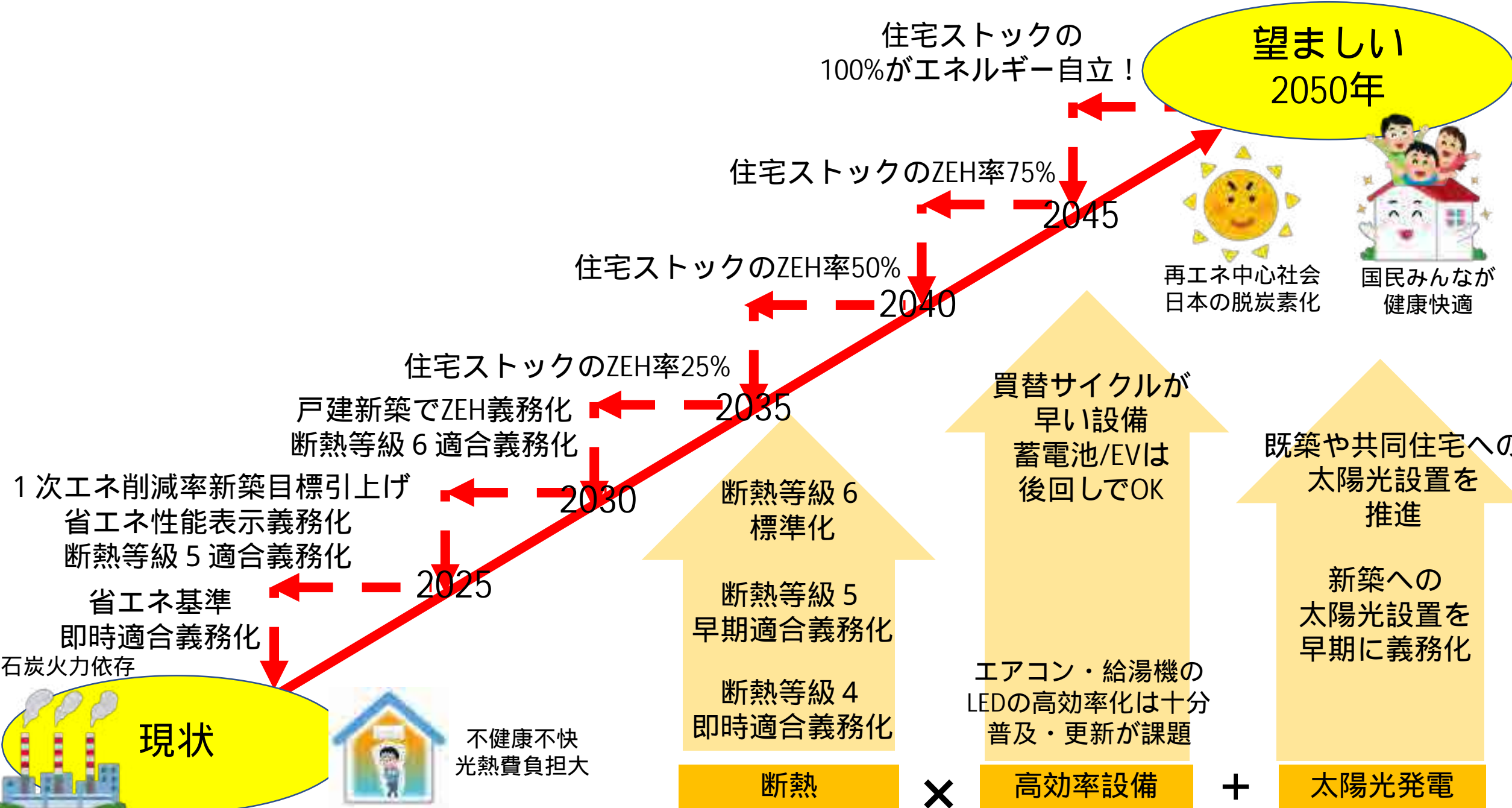
蓄電池は開発途中の技術であり、低コスト化や充放電ロス削減、耐久性向上が不可欠

# 目標からの逆算バックキャストで脱炭素と健康・快適な暮らしの実現を！

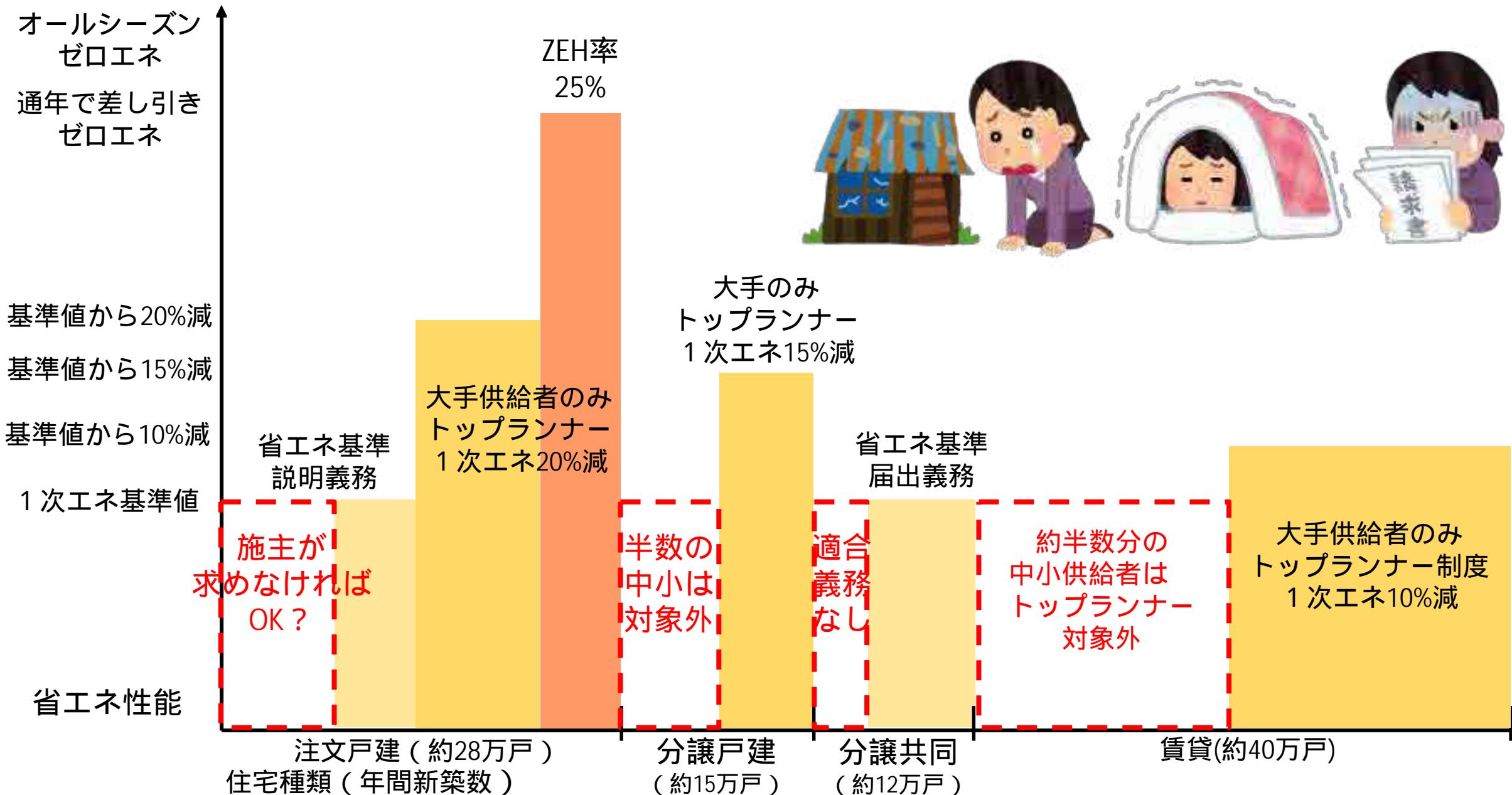




# 目標からの逆算バックキャストで脱炭素と健康・快適な暮らしの実現を！



# 現状の規制は穴だらけ 省エネ住宅を手に入れられるかは施主の自己責任！



省エネ規制がない範囲が多い 規制があっても低レベルでは意味がない！

# 全ての家がエネルギー自立住宅になれば健康快適で電気代の心配なくみんなが暮らせる！

オールシーズン  
ゼロエネ

通年で差し引き  
ゼロエネ

基準値から75%減

基準値から50%減

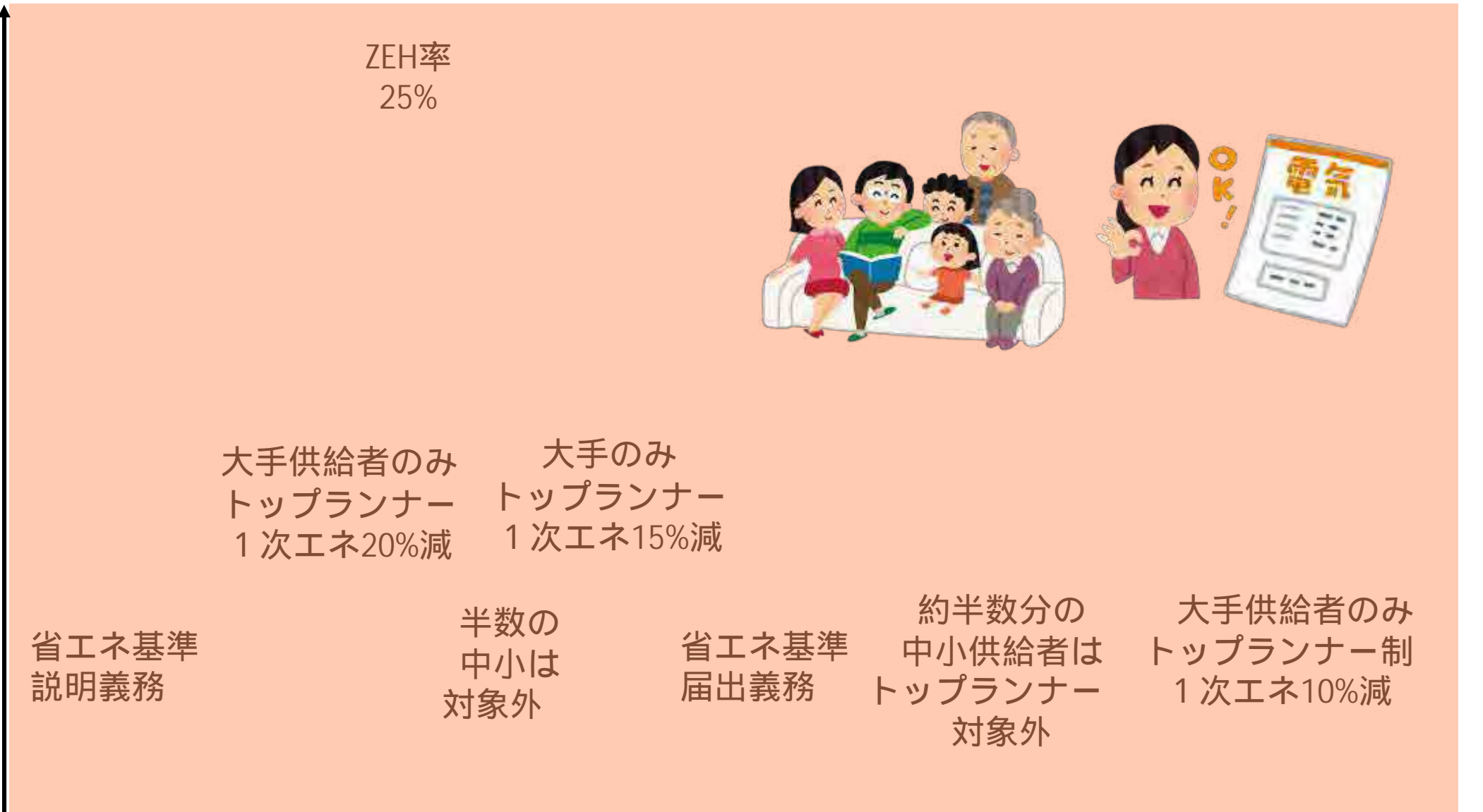
基準値から20%減

基準値から15%減

基準値から10%減

1次エネ基準値

省エネ性能



注文戸建 (約28万戸)  
住宅種類 (年間新築数)

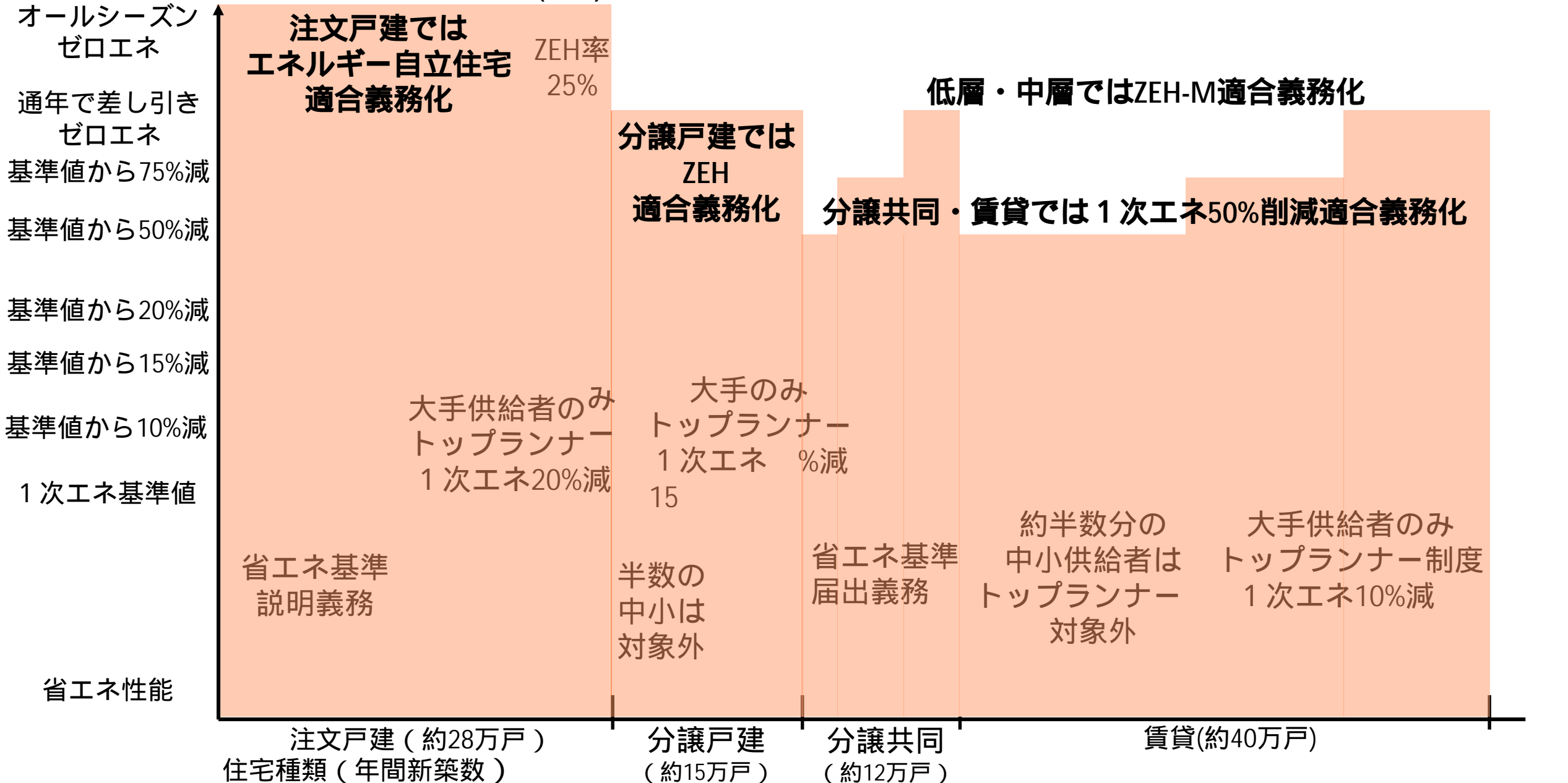
分譲戸建 (約15万戸)

分譲共同 (約12万戸)

賃貸 (約40万戸)

## CO2排出量の2013年度実績とパリ協定2030年目標

# 2030年までの「現実的」な目標(案)



# 「低レベル・期限なし」から「高レベル・期限厳守」への政策転換を

## 注文戸建



### 現状

省エネ基準の説明義務化  
 トップランナー制度大手住宅事業者限定  
 1次エネ20%減  
 断熱等級4  
 ZEH普及率25%

### 対策

省エネ基準の即時適合義務化  
 対象を全住宅供給事業者に拡大  
 1次エネ削減率目標の引き上げ  
 断熱等級5・6の早期適合義務化  
 ZEHの2030年ごろの適合義務化

## 分譲戸建



トップランナー制度大手限定 2024年目標  
 1次エネ15%減  
 断熱等級4  
 ZEH普及率1%以下

対象を全住宅供給事業者に拡大  
 1次エネ削減率目標の引き上げ  
 断熱等級5の早期適合義務化  
 ZEHの早期義務化

## 分譲共同



省エネ基準の届出義務化  
 ZEH-Mは始まったばかり

省エネ基準の即時適合義務化  
 1次エネ等級5の早期義務化  
 断熱等級5の早期適合義務化  
 ZEH-Mの普及促進

## 賃貸



トップランナー制度大手限定 2024年目標  
 1次エネ10%減  
 断熱等級4  
 ZEH普及率ほぼゼロ

対象を全住宅供給事業者に拡大  
 1次エネ削減率目標の引き上げ  
 断熱等級5の早期適合義務化  
 ZEH-Mの普及促進

「健康快適な暮らし」を「限りなく少ないエネルギーコスト」で「全ての人に届ける」ために

**住宅は最も有望な投資先** 日本の脱炭素化と健康・快適な暮らしのために「直ちに」「できるだけ」投資すべし

- 住宅の省エネは従来家電や給湯機の高効率化が主だったが、すでに弾切れ 建物全体の高性能化が不可欠
- 工場やオフィスのゼロエネ化は困難だが、住宅(特に戸建)のゼロエネ化は容易 日本全体の脱炭素化に極めて有効
- 住宅は生活の中心であり国民福祉の根幹 アフターコロナの流れの中で居住環境への関心が高まっている今が「最後のチャンス」
- 長期に使われる建築物は「ロックイン効果」が非常に大きい 良質な住宅ストックを形成する最後のチャンス 最優先で投資すべき

**省エネ基準適合義務化先送り・ZEHの普及遅れは大きな問題** 省エネは民間丸投げでは進まない

- 省エネの3点セットは「断熱」「高効率設備」「太陽光発電」当初は断熱のみ基準→断熱&一次エネ基準へ
- 本来は2020年に省エネ基準適合義務化 → 説明義務化とトップランナー制度にトーンダウン 基準を満たさなくても家は建ってしまう！
- 国交省の政策は「目標レベルが低い」「タイムリミットの設定がない」 省エネ基準は低レベルなのに適合義務化ができていない
- ゼロエネZEHは経産省主導 国交省との縄張り争いの中で2030年ZEH標準化はおぼつかない状況
- 住宅の省エネを民間丸投げにしてはダメ！ 国が規制して高いレベルを早期に適合義務化することは絶対必要

**産官学を上げて日本全体の英知を結集し、地域の実情に合わせた「真のエネルギー自立住宅」の開発・普及を促進しよう**

- 経産省ZEHは究極のエコハウスにあらず 系統への売電・買電に頼らないエネルギー自立住宅を目指すべき
- オールシーズンでのエネルギー自立には冬の無暖房化が重要 断熱+日射取得+蓄熱で実現可能
- 地域の実情に合わせた独自の取り組みを後押し、新技術のWEBプロ評価を積極的に進めるべき

**「できることだけやるフォワードキャスティング」は大失敗** 脱炭素と健康・快適の「ゴール達成に向けた」バックキャスティングへ転換を

- 目先でできることの積み上げ「フォワードキャスティング」では間に合わない 住宅断熱の遅れは典型的な大失敗
- 脱炭素化と望ましい居住福祉を念頭に、目標からの逆算「バックキャスティング」への政策転換が必要
- エネルギー効率・断熱・太陽光発電 「高いレベル」を「期限厳守」で適合義務化する 特に建物の断熱は早急な義務化が必要

**建築行政の主要テーマに省エネ・ゼロエネをしっかりと組み込むべし**

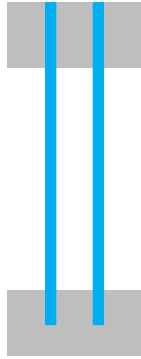
- すでにロードマップは査定済 必要なのは「やる気」と「スピード感」 「高いレベルの目標」を「タイムリミット厳守」せよ！
- 住生活基本計画に断熱・省エネ・ZEHを明記 住宅行政の根幹に省エネ・ゼロエネを据えるべき
- 建築行政の主管である国交省が中心となって、住宅の脱炭素化と健康・快適な暮らしの実現に責任をもつべし
- 勉強しない「キリの生産者」保護をやめて、勉強熱心な「ピンの生産者」のサポートに政策を転換しよう

# 国交省は何をやるべきか？

## 問題1：目標のレベルが非常に低い

1999年の断熱等級4

2000年頃の標準設備



現行の省エネ基準

現状の市場ではすでにマイナー！

## 問題2：普及のタイムリミットの設定なし

説明義務化では基準未達の家が残る

トップランナーでは中小住宅供給者は野放し



適合義務化の期限は未設定！

## 解決策1：目標のレベルを引き上げる

健康快適 & 省エネな断熱等級5・6の設定

1次エネ等級20%超の設定表示義務化

太陽光発電搭載ゼロエネ住宅を標準に！

## 解決策2：タイムリミットを設定・厳守

脱炭素化 & 健康快適実現のためバックカastingでタイムリミット設定100%適合義務化が当然！

やるべきこと



# 住宅の省エネ計画はとっくの昔にできていた！

2012年(平成24年7月) 三省合同会議

低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000023.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000023.html)

<https://www.mlit.go.jp/common/000216966.pdf>

当初2030年までのロードマップが公表

2015年(平成27年01月) 社会資本整備審議会

今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について(第一次答申)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000571.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000571.html)

<https://www.mlit.go.jp/common/001067280.pdf>

16頁 別添5 2050年までの工程表

2020年までに適合義務化と明確に記載

2019年(平成31年01月31日) 社会資本整備審議会

今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について(第二次答申)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000843.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000843.html)

<https://www.mlit.go.jp/common/001271347.pdf>

工程表が消滅

方向性は明示されているが、期日がなく工程が全く不明

省エネ性能の適合義務化や表示義務化の計画があるのかも未記載





低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進に関する工程表

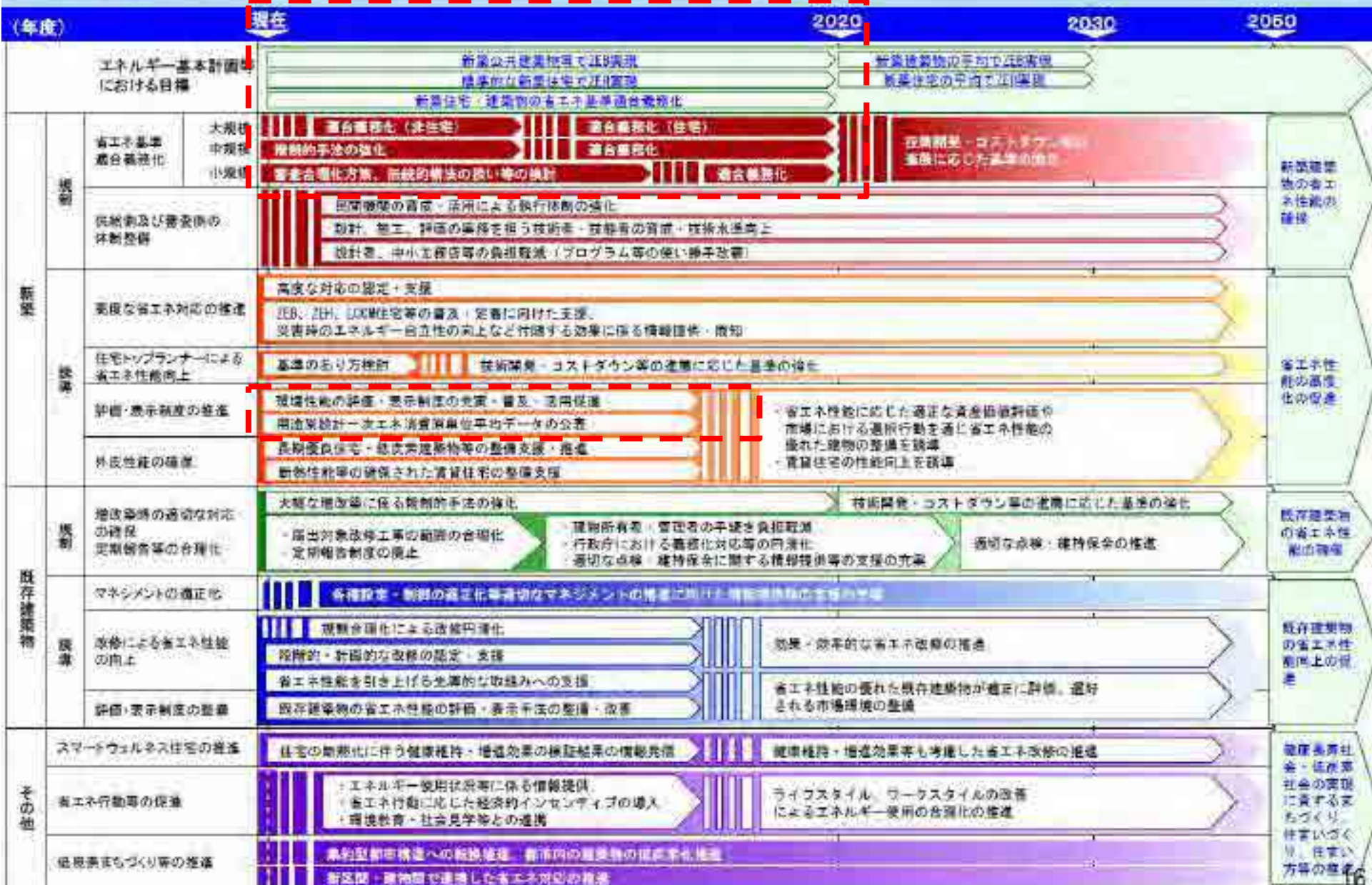
【別添】



小規模住宅も含め  
全ての建築物で  
省エネ基準適合義務化を  
明記している！

# 住宅・建築物の省エネルギー対策に関する工程表

別添5



小規模住宅も含め  
 全ての建築物で  
 2020年までの  
 省エネ基準適合義務化を  
 明記している！

Ⅲ. 高い省エネルギー性能を有する新築住宅・建築物の供給促進

1. 現状と課題

地球温暖化対策対策等に基づく住宅・建築物分野における2030年度の中長期目標等の達成等に向けては、住宅・建築物のエネルギー消費量の総量を効果的に削減する必要があり、新築の住宅・建築物の省エネルギー性能の底上げに加え、高い省エネルギー性能を有する新築の住宅・建築物の供給促進を図ることも必要である。

このため、エネルギー基本計画等において、2030年度の長期エネルギー需給見通しの実現等に向けた方策の一つとして、「2030年までに新築住宅の平均ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の実現を目指す。ことや「2030年までに新築建築物の平均でZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の実現を目指す」こと等が位置付けられている。

こうした状況の中、進行では、住宅トコプランナー制度や省積平均制に係る認定制度のほか、ZEH<sup>2)</sup>、ZEB<sup>3)</sup>、LCCM住宅<sup>4)</sup>(ファイブ・オメガビル・カーボン・マイナス・住宅)への支援を進めている。

このうち、分譲戸建住宅を大量に供給する住宅事業開発主を対象とした、いわゆる住宅トコプランナー制度は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和44年法律第40号)(以下「省エネ法」といふ。))に基づく家電トコプランナー制度などを参考として、高い省エネルギー性能を有する新築住宅の供給を促進するための方策の一つとして、2009年の省エネ法改正により導入されたものである。本制度は、日種年度において、住宅事業開発主の供給する分譲戸建住宅が認定すべき省エネルギー性能に係る基準(トコプランナー基準)を設定し、省エネ性能の向上を新築するものである。戸建150戸以上の分譲戸建住宅を供給し、住宅の省エネ性能の決定に大きな影響をもつ住宅事業開発主に対しては、日種年度においてトコプランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能向上を相当程度行う必要があると認めるときに、国土交通大臣より、省エネ性能の向上を図る旨の勧告・命令を行うことができることとされている。制度創設時の日種年度である2013年度には、大手の住宅事業開発主が供給する分譲戸建住宅のうちトコプランナー基準に適合しているものの割合は9割を超えており、本制度は、分譲戸建住宅全体の省エネ性能向上に大きく寄与しているものと考えられる。

また、高い省エネルギー性能を有する住宅・建築物に係る認定制度及び当該認定を受け

た住宅・建築物に対する省積平均制制度については、単棟の住宅・建築物の省エネ性能向上の取組を対象として、当該住宅・建築物の省エネ性能向上のための設備の設置スペースについて省積率の特例を付与しており、複数の住宅・建築物の連携による取組において高効率熱源等が集約設置される住宅・建築物については、省積率の特例を十分に受けられず、普及促進の浸透しとまらない状況にある。

高い省エネルギー性能を有する新築の住宅・建築物の供給を進めるためには、住宅・建築物分野を取り巻く様々な状況を踏まえ、大手住宅事業者の取組の促進、複数の住宅・建築物の連携による取組の促進、ZEH、ZEB、LCCM住宅の普及促進など、様々な手法を総合的に用いて、実効性の高い対策を講ずる必要がある。

2. 講ずべき施策の方向

1) 大手住宅事業者等の取組の促進

住宅事業者のうち、注文戸建住宅や賃貸アパートの建築を大量に請け負う者は、大手の住宅事業開発主と同様に、断熱材・窓等の省エネ性能に影響を与える建材等に関する標準仕様の設定等を通じて、住宅の省エネ性能の決定に大きな役割を果たしている。また、住宅の建築を大量に請け負う住宅事業者の供給戸数は新築住宅の中で大きな比率を占めることから、その取組は、新築住宅全体の省エネ性能の向上に大きく寄与するものと考えられる。

こうした状況に加え、注文戸建住宅や賃貸アパートの建築を大量に請け負う住宅事業者を住宅トコプランナー制度の対象に追加し、これらの事業者が供給する住宅の省エネ性能の実態等を踏まえた適切な水準の基準を設定するとともに、報告手続が煩雑とならないよう留意の上、その取組を促進することが適当である。

また、住宅事業者の自発的な取組を更に促すため、住宅事業者から自発的に提供された住宅の省エネ性能向上に係る目標やその達成状況等の情報を集約し、消費者等に分かり易く公表する仕組みについて検討が必要である。

2) 複数の住宅・建築物の連携による面的な取組の促進

近年、IT技術の進化等を背景に、既存の住宅・建築物を含め複数の住宅・建築物で連携し、高効率熱源等を集約設置するとともに、エネルギーマネジメントシステム(需要側の負荷を予測し、エネルギー供給の最適化を実現するシステム)を導入し、相互に熱・冷気を融通する革新的な取組が行われている。

高い省エネ性能を有する新築の住宅・建築物の供給を進めるためには、単棟の住宅・建築物の省エネ性能向上の取組に加えて、複数の住宅・建築物が連携し主体として更に高い省エネ性能を実現しようとする面的な取組を進めることも重要である。

こうした状況に加え、複数の住宅・建築物の連携による省エネ性能向上の取組

を高い省エネ性能を有する住宅・建築物に係る認定制度及び当該認定を受けた住宅・建築物に対する省積平均制制度の対象に追加することが適当である。

(3) ZEH、ZEB、LCCM住宅の普及促進

ZEH、ZEB、LCCM住宅については、関係省庁の連携による支援やこれらの住宅・建築物に係る表示制度等により、近年、供給に取り組んでいる事業者が増加し、その普及が進んでいる状況にあるが、引き続き、その普及促進に向け、関係省庁の連携による支援や表示制度の普及を進めるとともに、災害時のエネルギー自立性の向上等の付随する効果に関する情報発信を進める必要がある。

また、ZEH、ZEB、LCCM住宅など、特に省エネ性能の高い住宅・建築物であることが適切に評価できるよう、これらの住宅・建築物に導入される蓄電機能が、現行の省エネ基準ではその効果が十分に評価できていない技術について、適切な評価手法の検討を進める必要がある。

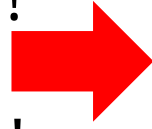
さらに、再生可能エネルギーを主力電源としていく中で、蓄電量の普及促進や複数の住宅・建築物で再生可能エネルギーを融通する取組の促進等により、住宅・建築物への再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

ロードマップ消滅  
文章で対策を網羅しているが  
期限が明記されていないので  
実効性なし!



<sup>1)</sup> 大手の住宅事業者を大量に請け負うとともに、注文戸建住宅や賃貸アパートの導入により、注文戸建の普及促進の観点から省エネ性能向上を図るとともに、再生可能エネルギーを導入することにより、単棟の省エネ性能向上を促進することを目指すこととされている。  
<sup>2)</sup> 国土交通省の認定を受けた事業者による省エネ性能向上の取組を促進するための制度である。  
<sup>3)</sup> 国土交通省の認定を受けた事業者による省エネ性能向上の取組を促進するための制度である。  
<sup>4)</sup> 国土交通省の認定を受けた事業者による省エネ性能向上の取組を促進するための制度である。

国交省は何をするべきかはとっくに理解している！  
足りないのは「やる気」と「スピード感」！  
国交省が指示しないと地方建築行政は動かない！



国交省がやるべきことは明確  
建築行政の主管として最大の責任を自覚！  
省エネを建築行政の重要テーマと再確認！  
住生活基本計画に省エネを強調！  
策定済のロードマップを思い出せ！  
バックキャストでスケジュール策定！  
「高い目標」と「適合義務化の期限」を明記！  
残り時間がないのは明らか！即行動！  
地方建築行政にも的確な指示を出す！

何をやらなきゃいけないかはいけないかは  
わざわざ教えてもらわなくたって全部わかってますよ～  
そうはいつでも大人の事情ってもんがあるんですよ～  
ロードマップ？ なんのことが忘れちゃいましたな～  
そもそも省エネとかは我々の本来業務じゃないんですよ～

国交省から何も指示がないんだから  
われわれ県の建築部も  
何もしなくていいのかな…



2020年適合義務ってと  
っくにタイムアウトじゃん  
今のペースじゃ  
2050年脱炭素化なんて  
絶対無理じゃん  
急がないと…

みんなが  
健康快適に暮らせるように  
高断熱で省エネなZEHを  
2030年に適合義務化だ！  
断熱普及の大失敗は  
二度と繰り返さない！

やっと国交省が  
本気になってくれた  
どの地域でも  
健康快適・ゼロエネの  
家が増えれば  
いいことだらけだね！

